

# 関東地方整備局の取組み

---

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

令和8年2月



# 1. 建設業の現状

---

# 建設産業の役割

## 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



#### 熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】  
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】  
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

#### ▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】  
(出典:MN/DOT)



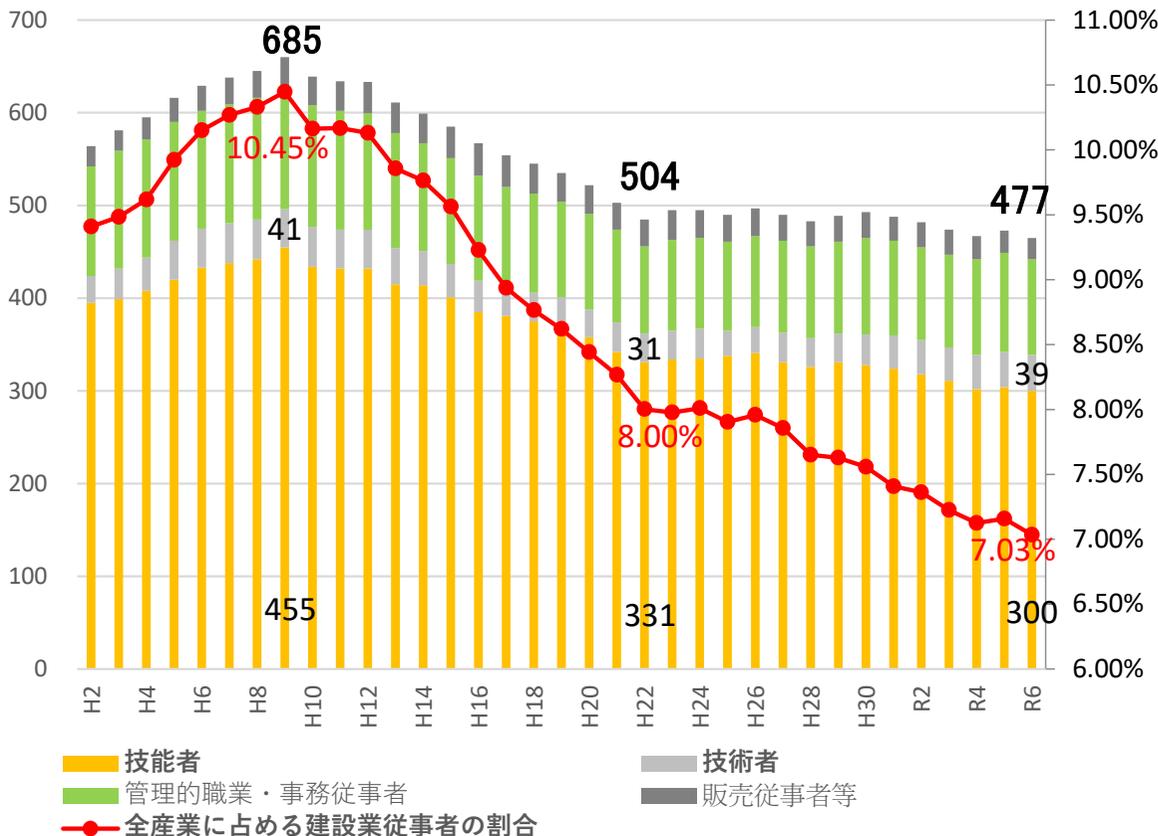
香川・徳島県境無名橋  
(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

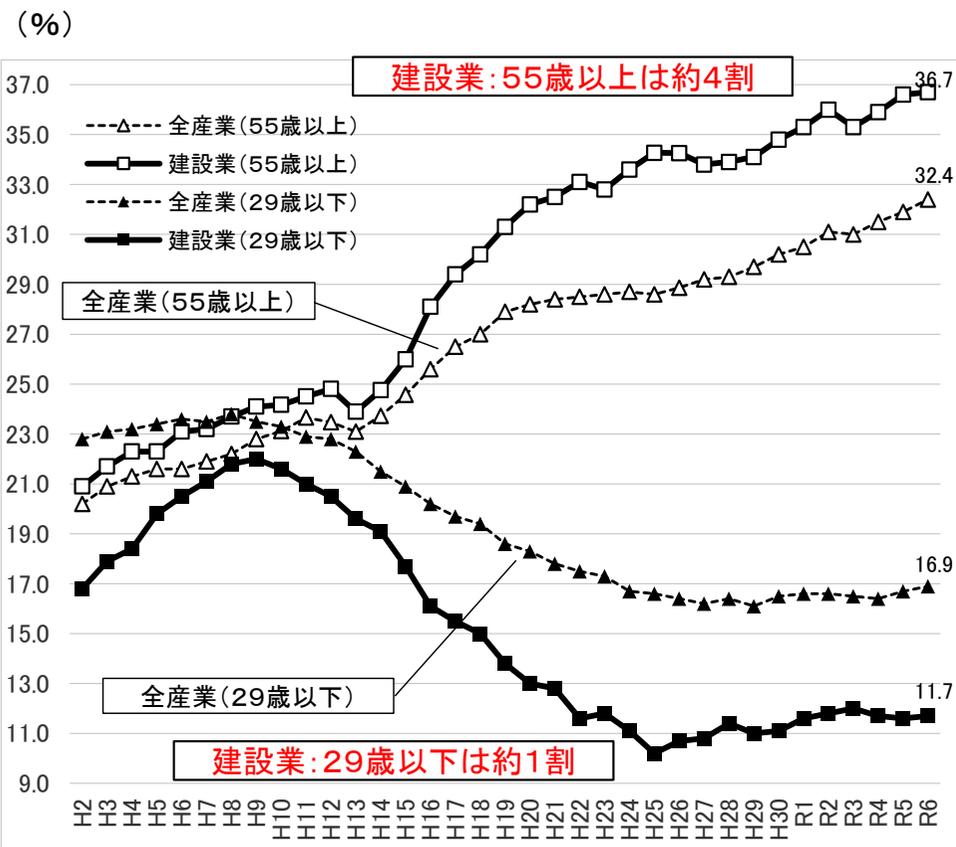
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



## 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



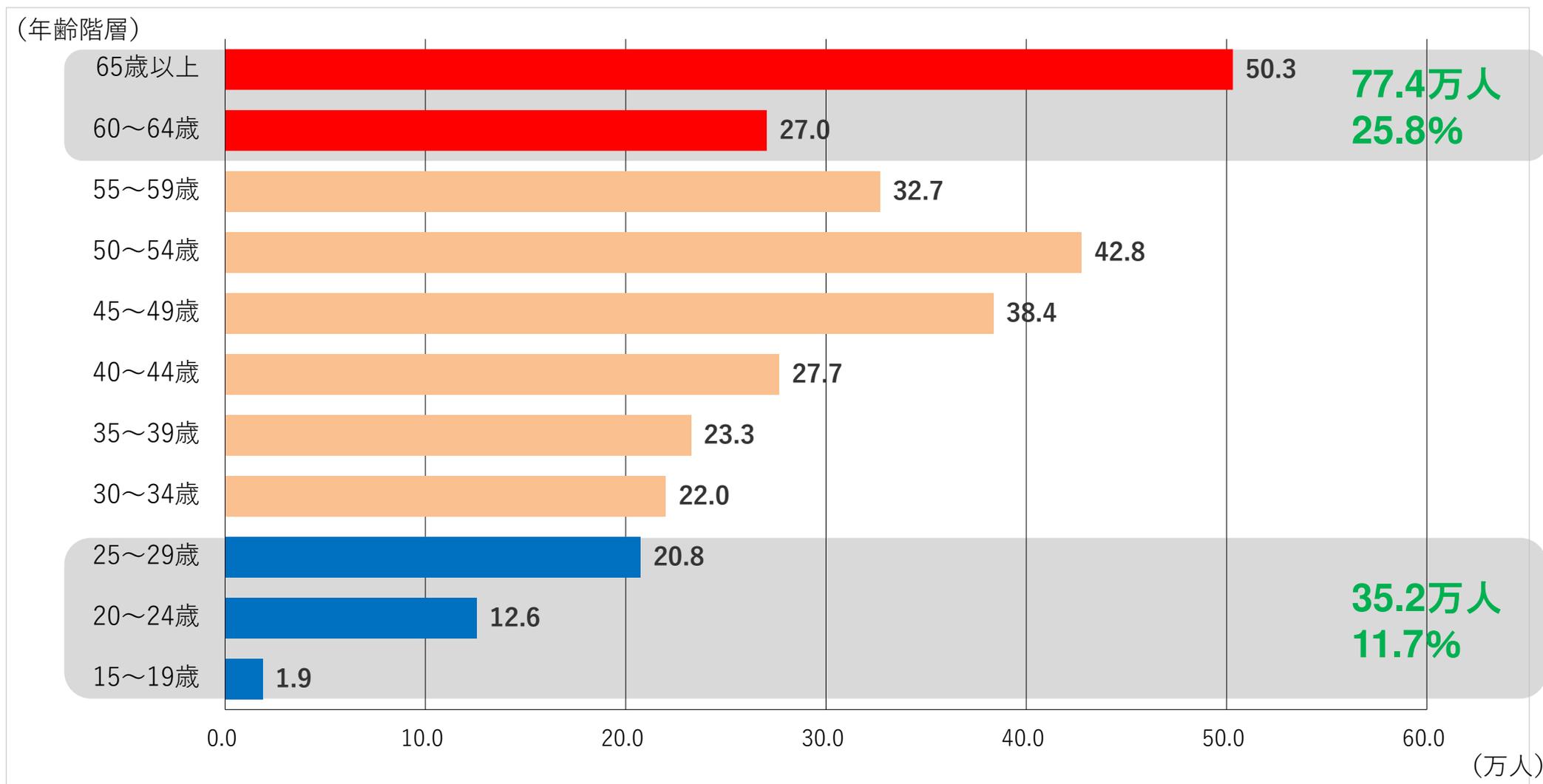
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)  
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

黄色部分：令和7年12月12日施行  
それ以外：令和6年施行済

発注者・元請 労務費確保のイメージ



令和6年施行により中建審に作成権限が付与  
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された

#### ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

#### ○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

#### ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

#### ○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### ○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

#### ○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

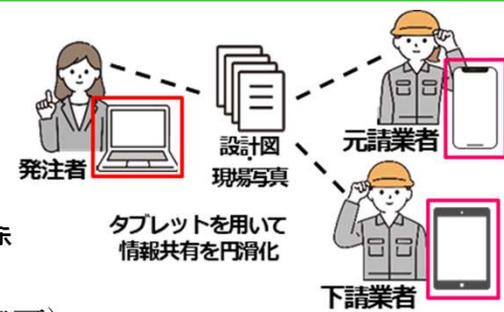
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて情報共有を円滑化

## 2. 担い手の確保に向けた取組

---

## 開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において「**建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について**」申し合わせを取り交わし、週休2日の推進及び効果的なPRの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

## 開催概要

### 【参加者】

業界団体：日建連関東支部、管内1都8県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連

自治体：管内1都8県、5政令市の建設業許可部局、発注担当部局

関東地整：企画部、営繕部、建政部

### 【開催日】

第1回：令和7年2月17日・・・現状・課題の認識や取組の共有

第2回：令和7年6月6日・・・建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※ 第2回において本取組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

### 第2回意見交換会



岩崎局長挨拶

廣瀬技監挨拶

## 主な申し合わせ事項

### ■ “建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休2日となるよう推進する。
- 関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休2日の実現に向け取り組むことを要請する。
- 関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手3法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休2日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- 建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

### ■ 建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- 特に小・中・高等学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- HPやSNS、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- 現場の労働環境改善に取り組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。



# 担い手確保に関する意見交換会リーフレット

～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

## 建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

## 建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数  
(平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に  
国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間  
(令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設工事全体における  
週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。

関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休2日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。



国土交通省作成  
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP  
週休2日チャレンジサイト



千葉市HP  
週休2日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社)日本建設業連合会  
週休2日推進ロゴマーク



土日一斉閉所キャラクター  
やすみん



(一社)群馬県建設業協会  
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事で取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて  
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による  
適正な工期設定を周知するリーフレット

# 担い手確保に関する意見交換会リーフレット

## 建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



(一社) 茨城県建設業協会  
親子見学会



(一社) 栃木県建設業協会  
建 F E S GO! (お仕事体験会)



(一社) 山梨県建設業協会  
小学校における出前授業



(一社) 千葉県建設業協会  
ショッピングモール内、仕事体験テーマパークへのブース出展



(一社) 東京建設業協会  
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子



(一社) 長野県建設業協会  
「建設カード」によるお仕事紹介

## 建設業は地域を支える重要な産業

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



(一社) 神奈川県建設業協会の災害復旧対応



(一社) 埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

## 関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

### ■ 関東地方整備局

### ■ 都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

### ■ 建設業団体（14団体）

(一社) 日本建設業連合会関東支部、(一社) 茨城県建設業協会、  
(一社) 栃木県建設業協会、(一社) 群馬県建設業協会、(一社) 埼玉県建設業協会、  
(一社) 千葉県建設業協会、(一社) 東京建設業協会、(一社) 神奈川県建設業協会、  
(一社) 山梨県建設業協会、(一社) 長野県建設業協会、  
(一社) 東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、(一社) 横浜建設業協会、  
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP



# 申し合わせ事項を踏まえた取組

意見交換会で取り交わした申し合わせ事項を踏まえた現時点における取組は以下のとおり

## 週休2日推進に向けた取組

### 区市町村に向けた働きかけ

- ◆ 都県政令市のまちづくり担当部局との意見交換会における働きかけ（R7.6～）
  - ◆ 関東ブロック公契連における周知啓発の実施（R7.8）
  - ◆ 都県公契連への参画による周知啓発の実施（R7.7～）
  - ◆ 区市町村キャラバンによる周知啓発の実施（R7.8～）
- ☞ 引き続き、様々な場面を活用して区市町村への働きかけを継続

### 民間発注者団体に向けた働きかけ

- ◆ 民間発注者団体（99団体）に対して意見交換会リーフレット、チラシの配布を実施（R7.7）
- ☞ 各都県の経営者協会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商工会連合会を訪問し、民間発注者団体への働きかけを実施（R7.10～12）

#### 【東京商工会議所 HP】

建設業における働き方改革や担い手確保に向けた取り組みについて（国土交通省関東地方整備局）

2026年1月7日 地域振興部

国土交通省関東地方整備局より、下記の通りお知らせがございましたので、ご案内申し上げます。

#### 【埼玉県中小企業団体中央会 HP】

埼玉県中小企業団体中央会

Saitama Prefectural Federation of Small Business Association

埼玉県中央会は中小企業の連携・組織化やグループ創業を支援しています。

Topics

- 2025/11/4 建設業における働き方改革や担い手確保に向けた取り組みについて
- 2025/11/1 埼玉県の最低賃金（令和7年11月1日～）
- 2025/10/31 令和8年度助成事業の利用希望調査について
- 2025/10/17 働き方改革セミナー（改正育児・介護休業法について、他（11/28開催・PDF）

## 建設業の魅力・意義の効果的なPRに向けた取組

- ◆ 関東地方整備局HPに担い手確保意見交換会に関するページを開設。今後、幅広く情報発信を実施。

## 今後の取組スケジュール



# 担い手確保・育成 YUME-KYOの取組 ~若者講習会~

## 1. YUME-KYO (関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会とは)

建設産業専門団体関東地区連合会に加盟する専門工事業団体等が、関東地方整備局管内の1都8県において、現場で直接施工に携わる**技能労働者(担い手)**の確保・育成を効果的に進めるため、建設業の魅力を発信し、入職促進を図ることなどを目的に設立  
 ※行政機関はオブザーバーとして参加

## 2. 協議会の構成員

- |        |   |
|--------|---|
| 構成員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設産業専門団体関東地区連合会</li> <li>○教育機関(工業高校、普通高校)</li> <li>○(職)全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター</li> <li>○(一財)建設業振興基金</li> </ul> |
| オブザーバー | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省(本省・関東地方整備局)</li> <li>○厚生労働省(本省・埼玉労働局)</li> <li>○建設産業専門団体連合会</li> </ul>                                    |

## 3. 活動方針

### ①技能労働者の処遇改善のための具体的取組

- ・民間発注者に対する要請活動
- ・元請団体に対する要請活動
- ・専門工事業として取り組むべき方策の検討

### ②建設産業の魅力を発信の強化

- ・工業高校生を中心とした現場見学会等への積極的参加
- ・出前講座の実施
- ・小中学校をターゲットとした「施工体験」「インフラ教育等」

### ③技能労働者が夢や希望を描ける社会の実現

- ・入職及び定着のための事業実施
- ・技能労働者の育成のための事業実施
- ・専門工事業ごとの技能労働者キャリアアップ作成

## 若者講習会 (R7.7.18) 実施状況 (今年で8回目)

出席者：建設産業専門団体関東地区連合会事務局、建設産業調整官、建設産業第一課長、建設産業第一課  
 参加者：若手技能者10名(内 男性9名、女性1名(平均23.6歳))

【午前の部：座学】(於:ホテルプリランテ武蔵野)

【午後の部：施設見学】東京消防庁都民防災教育センター



【講演】 征矢建設産業第一課長



【講演】 (一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部事務局長  
 ファイナンシャルプランナー・経営コンサルタント 戸田 和吾 様



施設見学

# 担い手確保・育成 YUME-KYOの取組 ～出前講座～

## 第32回出前講座 (R8.2.2) 実施状況

出席者：建設産業専門団体関東地区連合会事務局、建設産業調整官、建設産業第一課  
 参加者：神奈川県立磯子工業高校 2年生 25名 (男性21名、女性4名)

工業高校建設科の生徒を対象に2015年度から毎年開催されており、建設業界に関する講義と実技実習を通じて専門工事業の魅力を実感し、将来の担い手確保に繋げるための取組み。今回は、神奈川県立磯子工業高校において、クレーン従事者から業界の紹介と魅力発信の座学講義を実施した後、校庭に設置されたクレーン車及びバックホウを実技実習する機会が設けられた。

### 【座学講義】



【挨拶】 佐藤建設産業調整官



【講演】 神奈川建設重機協同組合事務局長 戸田 和吾 様



【トークイベント】 クレーン従事者との意見交換

座学講義では、クレーン業には全国で約1万人（うち女性約150人）従事していること、恵まれた職場環境であること、処遇面が好待遇であること等が紹介された。参加した高校生からは、クレーン車を道路で運転する際に留意していることやクレーンの車体価格について質問があがった。

### 【実技実習】

クレーン車操作の様子



バックホウ操作の様子



同時発表：防衛省

令和7年5月23日  
大臣官房参事官（建設人材・資材）  
不動産・建設経済局建設振興課  
総合政策局政策課

## 「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における 人材確保の取組に係る申合せ」を締結

～国土交通省、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体が連携します～

国土交通省は、本日、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体7団体との間で、退職自衛官の円滑な再就職支援などについて一層の連携強化を図るため、「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結いたしました。

この申合せは、昨年12月の「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において決定された基本方針に基づいて締結するものであり、採用に関する広報の積極的な実施や業種説明会の実施など、双方にとって有益な取組を進めるものです。

国土交通省では今後、他業界においても、申合せを締結するなど、防衛省と連携する業界を拡大してまいります。

### 1. 申合せの締結者

国土交通省、防衛省、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人全国地質調査業協会連合会

### 2. 申合せの概要

国土交通省及び防衛省並びに建設業・建設関連業の業界団体との間で、以下の取組について一層の連携を図ります。

- ① 建設業及び建設関連業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組
  - ・採用に関する広報の積極的な実施
  - ・業種説明会等の実施
  - ・職業訓練等の充実
- ② 自衛隊における人材確保の取組
- ③ 予備自衛官等制度に関する取組

### 3. 申合せ締結日

令和7年5月23日（金）

### 採用に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、建設業及び建設関連業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス、建設業及び建設関連業に従事している退職自衛官の活躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。

### 採用業務説明会等の実施に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、退職予定自衛官が建設業及び建設関連業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、建設業及び建設関連業に対する関心を高めるため、業種説明会や現場見学会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。  
・退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

### 職業訓練等の充実

・防衛省は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、建設業及び建設関連業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

### 自衛隊における人材確保の取組

・業界団体は、情報掲示の場を提供するなどの協力を行う。  
・業界団体は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織のうち最寄りの自衛隊地方協力本部に当該情報を提供する。

### 予備自衛官等制度に関する取組

・業界団体は、防衛省の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。  
・業界団体は、建設業及び建設関連業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。

## 3. 処遇改善に向けた取組

---

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和7年度も継続して実施。

## 厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

### ① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和7年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

### ② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和7年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。

### ③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出予定

茨城	R7.9.22	栃木	—	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	R8.1.14	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

## 入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

○各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている**市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施**（全国10ブロック、地方整備局等单位）。

○令和7年度は**週休2日工事の実施**を重点テーマに、**約100団体**に対して実施（令和7年9月～）。

注）重点テーマは毎年度選定。働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

### 令和7年度 キャラバン実施概要

#### 目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている**市区町村への働きかけの加速化**

#### 重点項目

市区町村における**週休2日工事の実施\***

\*週休2日工事または週休2日交替制工事を1件以上実施していることを指す。

#### 実施内容

**市区町村を直接訪問**し、令和7年度中の週休2日工事の実施を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の適正工期や円滑な価格転嫁（スライド）、ダンピング対策、施工時期の平準化等についても働きかけを実施。

#### 実施主体

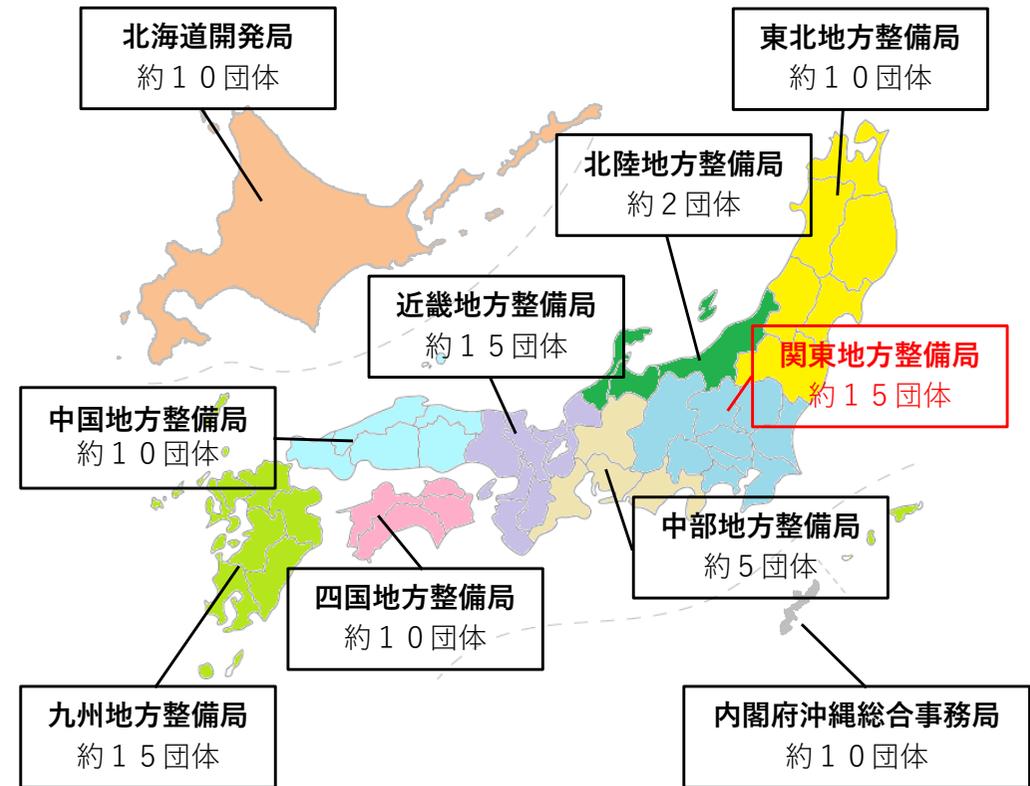
**各地方整備局等建政部 入札契約適正化担当者**

#### 対象自治体

**全国計 約100団体\***（ブロック別内訳は右図参照）

\*R7週休2日工事実施率70%未満が見込まれる地域及びR6同実施率30%未満の地域のうち、週休2日工事未実施の団体を中心として選定。

### 令和7年度 キャラバン実施地域



**個別対話型の働きかけを通じ、週休2日工事の導入及び拡大の加速化を目指す。**

## 建設業法令遵守推進本部の活動

### (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

- ・ポスター掲示 (関東地方整備局管内(54事務所+本局)、1都8県建設部局、各都県業界団体(76団体))
- ・ホームページ等を通じた広報 (関東地方整備局HP、X(旧Twitter)毎週投稿、他機関YouTubeチャンネルへリンク)

### (2) 建設企業等を対象とした講習会の開催

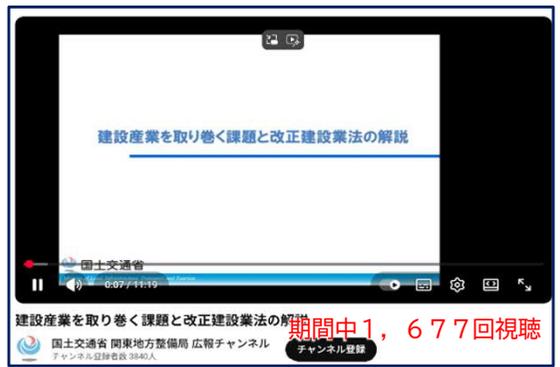
- ・関東地方整備局web講習会 (オンデマンド配信)
- ・管内都県での講習会等での説明 (東京建設業協会 (R7.11.14、web開催)、山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会 (R7.11.18、山梨県地場産業センター)、長野県/長野県建設業協会 (配信時期10月下旬~12月下旬、web配信))

### (3) 建設Gメンによる調査等の実施 89件 (昨年55件)

- ①建設Gメン調査 60件実施 →指導件数 45件
  - 材料費・労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書を作成していない
  - 資材価格の変動等による工事内容又は請負代金の変更、その額の算定方法が請負契約書に明記されていない
  - 契約書に法定記載事項が網羅されていない 等
- ②立入検査 25件実施 →指導件数 20件 (文書勧告5件、口頭指導 15件)
  - 見積依頼 (口頭での依頼、法定の見積期間を設けていない)
  - 着工後契約
  - 書面合意のない赤伝処理
  - 不適切な支払い期間 (引渡の申し出の日から50日を超えた支払い) 等
- ③都県許可業者への合同立入検査 4件実施 (茨城県3件、千葉県1件)

## 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動など

### 【ポスターの掲示】



【Web講習会(オンデマンド配信)】

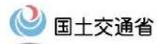
### 【SNSによる情報発信】



東京建設業協会での説明会

【各種講習会】

# 建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」



建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに  
**建設業法違反**はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも  
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

<https://tzk.graffier.jp/mlit-kensetsuwo/support-nav/>



駆け込みホットライン  
情報収集フォーム

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?h=kakekomi-hl.html>

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。  
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・開庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください



「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- 建設業法違反疑義者情報（必須）  
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- 建設業法違反疑義内容（必須）  
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- 具体的な建設業法違反疑義内容について（必須）  
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- 工事情報（任意）  
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- 関係資料（任意）  
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。  
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL: 03-3239-5095 Email: tokyo@tekitori.or.jp  
大阪 TEL: 06-6767-3939 Email: osaka@tekitori.or.jp



建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内  
建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた  
適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



「工期に関する基準」や  
適正工期のあり方について  
受注者や発注者の皆様へ  
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード



※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内  
建設業許可部局

「著しく短い工期による工事契約」  
建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の  
時間外労働規制に  
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、  
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を  
公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

- 第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

建設業法の改正に伴い

## 建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】



新ルール

①

契約前

### 契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



#### 契約書(例)

##### 第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
  - ・ 変更額は、協議して定める。
- 協議に当たっては、工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する。

変更条項の削除は  
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、  
価格や工期の変更が必要になるかも…



裏面へ

R6.12

建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

新ルール

②

契約前

### “おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



#### おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・ メディア記事や資材業者の記者発表
- ・ 公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約後

### 誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、  
注文者は誠実に協議に応じる努力義務※があります。※ 公共発注者は義務



#### 誠実協議の努力義務に反する行為

- ・ 協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・ 主張を一方向的に否定した協議打ち切り など



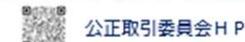
おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を  
踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドライン  
を参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



R6.12

